

男女共同参画会議（第57回）

議 事 録

内閣府男女共同参画局

男女共同参画会議（第57回） 議 事 次 第

日 時 平成31年4月8日（月）17：10～17：35

場 所 総理大臣官邸4階大会議室

1. 開 会

2. 議 題

- （1）「女性活躍加速のための重点方針2019」の策定に向けて
- （2）セクシュアル・ハラスメント対策の現状と課題について
- （3）第5回国際女性会議WAW!／W20について

3. 閉 会

【議事録】

1. 開会

○男女共同参画担当大臣

それでは、ただいまから第57回「男女共同参画会議」を開催させていただきます。
お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

有識者の先生方につきましては、この3月に改正がありまして、新たに青井議員、石川議員、納米議員、吉村議員が参画会議の議員となりました。皆様、どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。

2. 議題

(1) 「女性活躍加速のための重点方針2019」の策定に向けて

○男女共同参画担当大臣

最初の議題は「『女性活躍加速のための重点方針2019』の策定に向けて」でございます。

まず、初めに、資料1-1につきまして、私のほうから御説明させていただきます。

1-1の政府の状況からですが、政府におきましては、毎年6月を目途に女性活躍推進のための重点方針を決定することといたしております。本日は、本年策定する「女性活躍加速のための重点方針2019」に盛り込むべき内容について御議論を賜ります。この6年間の女性活躍の進捗につきましては、着実な進展が見られるところでございますが、さらなる女性活躍に向けて、依然、課題があると考えております。

1点目は、人生100年時代において、女性自身が多様な選択をできる社会を目指す意義は一層高まっているということでございます。2ページ目をお開きいただきますと、正社員として働く女性は、25～29歳層で半数を超えておりますが、そこをピークに減少する一方、非正規として働く女性の比率は高くなっております。次の3ページの左でございますが、女性の平均寿命は87歳、健康寿命は74歳まで到達しておりますが、右のグラフにありますように、60歳以上の女性に聞くと、70歳を超えても就労したいとする女性が3人に2人もいらっしゃるということでもあります。

次に、2点目は女性活躍を支える安全・安心な社会の構築が必要だということでございます。4ページ目ですが、左側、7人に1人の女性が配偶者からの暴力を何度か経験しており、右側、配偶者暴力相談支援センターの相談件数が、近年年間10万件を超えて高止まりしている状況、また、児童虐待対応との連携強化も、今回、必要性が判明し、求められております。さらに、民間シェルターの役割も重要となっております。

3点目は、あらゆる分野・地域における女性活躍の推進です。5ページの左側でございますが、我が国には依然、237万人の就業希望の女性がおられます。また、就業率

と正規雇用率は、都道府県間で大変ばらつきがあり、地域の実情に応じて、雇用の量と質の両方を向上することが重要でございます。

こうした点を踏まえまして、6ページ目に参りますが、今後、重点方針の2019の策定に向けた方針と事項例に関する資料を用意させていただきました。この青い枠の中が、先ほど述べさせていただいた3つの課題を踏まえたキーコンセプトでございます。

「I 女性活躍を支える安全・安心な暮らしの実現」については、DV等の被害者のための民間シェルターに対する支援や、DV対応と児童虐待対応の連携強化など、女性に対する暴力の根絶に向けた取組の推進が重要だということでございます。右側「II あらゆる分野における女性の活躍」につきましましては、現在、通常国会に改正法案を出しておりますが、女性活躍推進法の見直しを通じて、女性活躍情報の見える化の徹底や、公共調達における加点評価の取組の着実な実施等を進める必要があると考えます。

また、人生100年時代において、子育てが一段落した世代である40歳代後半以降の女性の活躍を後押しする取組も重要でございます。左下は「III 女性活躍のための基盤整備」でございますが、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組や、子育て・介護基盤の整備についての引き続きの検討が必要だということでございます。

私からの説明は、以上でございます。

次に、皆様の御知見をいただきたく、よろしくお願いたします。大変勝手ながら、時間の都合上、御発言が非常に短いのですが、すみませんが、よろしくお願いたします。

まず、青井議員から、お願いたします。

○青井議員

どうぞ、よろしくお願いたします。

私からは、女性活躍推進、量から質へということ一言お話をさせていただきたいと思えます。安倍政権発足以降、女性の就業率があつという間に70%を超えて、アメリカを上回るという大変素晴らしい成果だと思えます。数量的には、かなり達成できたのではないかと思えますので、これから、いよいよ量から質へという時代ではないかと思えます。

特に、私の所属しております産業界におきましては、意思決定層における女性の活躍をもっと進めていきたいと考えています。当社は、ようやく役員に占める女性の割合が2割まで来まして、昨年、初めてグループ会社で女性の社長も誕生したのですが、従業員の半分が女性であることを考えますと、まだまだだと思っております。

一方で、こうした数値目標を掲げるやり方もあると思うのですが、もう一方では、今、お話がございましたデータの見える化に基づいて、加点主義で促していくということも大事だと思っております。例えば、なでしこ銘柄ですとか、ダイバーシティ100選のようなものは、株主、投資家だけではなく、就職を考える学生さんも注目するものですので、こういった見える化のデータベースに基づいた加点主義の取組で、より

多くの女性が意思決定層で活躍できる社会をつくっていきたいと考えております。

以上です。

○男女共同参画担当大臣

ありがとうございます。

次に、石川議員、お願いいたします。

○石川議員

当社の今までの取組を少しだけ共有させていただきたいと思います。

当社は、アパレルメーカーで、今、約4,000人の社員がいます。そのうち90%が女性です。中間管理職も、今、5割を女性の管理職が超えてきて、かなり女性のエンパワメントが進みながら、斜陽産業の中で、何とか1300億円の規模までやってきました。イクメン休暇においても、今、90%の利用率で、男性が女性に対する理解というのかなり進んで来て来ているかなと思っています。

ただ、今後の課題は、やはり、介護制度、この介護が、色々なパターンがあるので、主に子育てにフォーカスしてきた当社も、次のフェーズに入らなければいけないなと思っています。本当に介護はいろんなパターンがあるのですね。それを網羅的に補えるような制度を、これから民間企業として、事業会社として発信していきたいと、そんな風風に思っています。

以上です。

○男女共同参画担当大臣

ありがとうございます。

次に、辻村議員、お願いします。

○辻村議員

政治分野に関連して、手短かに発言させていただきます。昨年5月に政治分野の男女共同参画推進法ができて、国の責務が明示されております。そこでは、7条、8条で環境整備や人材育成、活用、さらに9条で必要な法制上または財政上の措置が定められておまして、これまでの実態調査や情報提供にとどまっではないわけです。これに対して、本日、配付されました資料を見ましても、資料1-1の6ページの右側の中ほどに「○政治分野における男女共同参画推進」と書かれていますが、ここもやはり「調査等」になっておまして、これまでと同様の水準かと思しますので、具体的措置を今回の重点方針2019に盛り込んでいただくことを希望いたします。

また、先週末に、日本学術会議で各政党代表の皆様にご参加いただいてシンポジウムを開きましたところ、現在、最高裁の女性判事が1名になり、女性大臣が1名になるなど、全体として女性活躍推進の政策と反対に、後退しているのではないかという発言が出ておりました。

今後は、司法分野や学術分野を含めて、人材育成やそのために必要な措置をとることが求められていると思いますので、よろしくお願いいたします。

さらに、地方議会では、女性議員に対するセクハラの問題も出ております。これについては、次の暴力調査会の報告に委ねたいと思いますが、いろいろ課題がございますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○男女共同参画担当大臣

ありがとうございました。

次に、納米議員、お願いいたします。

○納米議員

全国女性会館協議会の代表理事をしております、納米と申します。

全国の男女センターのネットワーク組織でございます。現在、会員館が90施設でございます。普段は、横浜の男女センターで仕事をしております。かつては、私的な活動でDV被害女性のための民間シェルターの活動に関わっていたことがございます。

平成29年の3月よりは、女性に対する暴力に関する専門調査会の委員を拝命いたしまして、内閣府の調査研究事業に関わりました。

昨年度は、DV被害支援のためのリスクアセスメントに基づく機関間連携のあり方と、加害者対応に関する海外調査に携わらせていただきました。

DV防止法が施行されて20年近くになりますが、DVの発生率そのものは減少していったということがございます。DV対応につきましては、視点の転換が必要であると考えております。

海外調査から学んだこととして、以下の点が重要と考えております。

1点目は、個々のケースのリスクの度合いを客観的に把握して、その度合いに応じた対応を行っていくという必要性です。

2点目は、関係機関連携ということがよく言われますが、それを保障するための制度を整備する必要があるのではないかと思います。

3点目といたしましては、加害者対応の強化でございます。

最後にエビデンスに基づいた対策を推進していくために、現場と研究機関の連携、協力が必要と思います。

国として、是非、こういった事柄に取り組んでいただきたいと思っております。

○男女共同参画担当大臣

ありがとうございました。

次に、松田議員、お願いいたします。

○松田議員

福津市の松田でございます。

女性活躍加速のための重点方針の2018では、女性が直面している様々な困難が解消されたフェアネスの高い社会の構築ということが掲げられました。女性活躍以前の残された課題がたくさんあるということなのですが、今回2019では、そのことが盛り込まれて

いません。それは、忘れないで進めていくことが重要ではないかと思っております。

我が国も力を入れて推進しているSDGsの実現、誰一人取り残されない社会づくりに向けた取組方針としても、このフェアネスの高い社会の構築ということ、引き続き進めていく必要があると思います。

特に、今回も人生100年時代における課題がたくさん示されておりますが、今、日本の女性の3分の1が65歳以上、つまり、高齢者問題というのは女性問題でもあります。特に相対的貧困率の男女の格差は大きく、こうした高齢女性が置かれている現状は、これまでの男女格差の課題をそのまま引きずっていることとなります。

したがって、高齢女性の幸せ度を高めていくためにも、ウェルビーイングを高めていくためにも、特に、この年齢層が収入を得られる仕事につける施策であるとか、具体的な研修機会の提供に力を入れていく必要があると思っております。

○男女共同参画担当大臣

ありがとうございます。

次に、芳野議員、お願いいたします。

○芳野議員

ありがとうございます。連合の芳野でございます。

女性活躍を支える安心・安全な社会の構築には、暴力やハラスメントの根絶が最優先の課題であると認識をしております。

先般、G20に向けて官邸へも要請をいたしましたけれども、6月のILO総会で議論されず、仕事の世界における暴力とハラスメントの根絶に関する条約の批准に向けて、今国会に提出されている法案を踏まえ、国内法の整備に向けた積極的な対応をお願いいたします。

また、人生100年時代を迎える中、高齢単身女性の貧困率の高さが指摘されております。

年金支給額にも影響を与える男女間賃金格差の解消が急務であると考えております。

最後になりますが、女性活躍の足かせになっているとも言え、また、国連女性差別撤廃委員会からも再三勧告をされています、選択的夫婦別氏制度の導入及び女性の再婚禁止期間の廃止に関し、国際的な潮流も見据え、一日も早い実現を強く要望いたします。

以上でございます。

○男女共同参画担当大臣

ありがとうございました。

資料の1-2を御提出いただいております、吉村議員から、お願いいたします。

○吉村議員

山形県知事の吉村です。よろしく申し上げます。

私からは、日本社会の活力の維持・向上に必要な女性活躍と、その課題について申し上げます。

社会の半分は女性です。女性の能力もフルに発揮することが社会活力の維持・向上につながります。そうしないともったいないと思います。女性の就業率を男性と同程度まで上

昇されますと、単純計算で500万人余の就業者の増加が見込まれます。しかしながら、現状は、第一子出産後に退職する女性が46.9%と、いまだに多いですし、6割近くが非正規雇用です。

さらに今後、男女ともに介護離職の増加が懸念されます。地方にとって必要なことは、地方の大宗を占める中小企業、小規模企業における女性の就労継続、正社員化と管理職への登用、同一労働同一賃金を確実に実現することです。

海外では、就業率も賃金も性差のないデンマークで、女性の社会進出に合わせて、子育て支援など公的な制度を充実することで、就労をさらに促進させるなど、好循環を生み出したよい例があります。

これからの日本にとって、小さい頃から女性と男性が互いに尊重し合う、女性も男性も社会貢献が大切だという教育と職場と子育て、介護を両立できる環境づくりが大事だと考えております。

○男女共同参画担当大臣

ありがとうございました。

続きまして、閣僚の皆様から御発言をお願いします。

まず、それでは、柴山文科大臣、お願いいたします。

○柴山文部科学大臣

ありがとうございます。

女性が、さまざまな役割を果たしながら、自ら多様な選択をできる社会の構築に向けて、今、吉村知事からもお話があったのですが、我々文部科学省として、女性の活躍促進に資する取組を進めていくことが大事だと考えております。

具体的には、男女が差別なく、将来への多様な進路や職業等の選択を可能にするための教育プログラムや教員研修の開発、それから、女性の社会参画を支援するリカレント教育の充実、学校教育分野の女性活躍推進の観点からも重要となる学校における働き方改革を進めてまいります。

このほか、女子中高生の理工系進路選択支援など、科学技術、学術分野における女性人材の育成や支援、そして、女性スポーツ指導者の育成支援等、スポーツ分野における女性の活躍促進等にも取り組んでまいります。

女性が輝く社会の実現に向けて、女性活躍加速のための重点方針2019の策定に向けた議論に、文部科学省として積極的に参画してまいります。

○男女共同参画担当大臣

ありがとうございました。

次に、高階厚生労働副大臣、お願いいたします。

○高階厚生労働副大臣

ありがとうございます。

資料1-1の6ホームページにお示しいただきました策定方針には、厚生労働省の施策

と密接な事項が多くございます。改めて責任の重さを感じております。生涯を通じた女性の健康の包括的支援を初めとする、女性の安全・安心な暮らしの実現、そして、家庭や地域、職場など、幅広い分野における女性の活躍を充実させていく取組、そのために必要となる子育て、介護基盤の整備は、いずれも、これからの女性政策の重要な柱となるものがございます。例えば、先の国会では、18歳を成人とする民法改正が行われましたが、我が国では19歳未満の母、つまり高校生以下の年代の母からの出生子が、過去10年間で平均いたしますと、年間およそ6,100件に上ります。このうち、200件程度は、義務教育の年代での出産です。困難を抱える女性という点では、こうした高校卒業までの年代にある母と子がともに適切に養育、教育される保護の体制について検討することも急務となっております。これら多岐にわたる重点事項が、より実効性の高い加速化策として政策に盛り込まれるよう、力を尽くしてまいります。

また、今国会においては、働く女性の活躍推進を図るため、一般事業主における行動計画の策定義務の対象拡大、情報公表の強化、ハラスメント防止対策の強化を内容とする女性活躍推進法の一部改正法案を提出させていただいております。法案の早期成立に向けまして、一生懸命取り組んでまいります。一人一人の女性が自分らしく活躍できる社会の実現に向けて取組を進めさせていただきます。

○男女共同参画担当大臣

ありがとうございました。

本日の皆様からの御意見を踏まえまして、重点方針2019につきましては、重点方針専門調査会及び女性に対する暴力に関する専門調査会におきまして、調査、御検討を行っていただくこととなります。

(2) セクシュアル・ハラスメント対策の現状と課題について

○男女共同参画担当大臣

次に、議題2に移ります。女性に対する暴力に関する専門調査会におきまして、セクシュアル・ハラスメント対策の現状と課題について、報告書を取りまとめられましたので、小西専門調査会長より御説明をお願いしたいと思います。

○小西議員

3月22日付で、女性に対する暴力に関する専門調査会の会長となりました、小西でございます。前会長の辻村先生と一緒に、このセクシュアル・ハラスメント対策の現状と課題ということについて、取りまとめました。その概要について御報告いたします。

資料2の1を御覧ください。昨年6月、政府においてセクシュアル・ハラスメントに関する緊急対策が策定されましたが、当専門調査会においても、この問題の現状と課題について調査・検討を行ってまいりました。資料2の1のとおり、企業だけではなく、教育や

スポーツなどの各分野において、それぞれ被害の特徴や背景があり、また、被害防止に向けた取組を進めている一方で、幾つか課題があることも見えてまいっております。こういう課題につきましては、資料2の2、次のページを見ていただきますが、機運の醸成、教育啓発・研修の充実、当然のことなのですが、さらに、相談体制の整備と実効性を確保すること、それから、実態を把握すること、こういうことの項目立ての中で、ここにありますように整理しております。

また、法制度に関する比較検討にありますとおり、セクシュアル・ハラスメントの行為者に刑事罰による制裁を科すことなどは、中長期的課題であるとしていますが、その前提として、定義の問題を含め、労働分野に限らないセクハラについて広範かつ包括的な視点で、総合的に規制の方向性について議論する必要があるとしています。

「5 法制度に関する比較検討」のところをご覧ください。いろいろな問題がございます。セクシュアル・ハラスメントを撲滅するためには、国民一人一人の意識変革と社会全体としての機運の醸成が必要です。今回、取りまとめました内容が、少しでもそれに寄与すること、また、関係各府省庁における取組がさらに進むことを期待しております。

○男女共同参画担当大臣

ありがとうございます。

小西会長及び前会長の辻村議員におかれましては、昨年の6月から専門調査会において積極的に御検討の上、この報告書を取りまとめいただきまして、大変感謝申し上げる次第でございます。

御関係の各大臣、御参加の代理の方におかれましても、この報告書を御参考に、引き続き、セクハラの撲滅に向けてお取組をいただきたいと思っております。

(3) 第5回国際女性会議WAW!／W20について

○男女共同参画担当大臣

それでは、次に、議題3に移らせていただきます。先月の23日、24日に、第5回国際会議WAW!／W20合同会議が開催されましたので、この成果につきまして、阿部外務副大臣から御報告をお願いいたします。

○阿部外務副大臣

ありがとうございます。

資料3をご覧ください。3月23、24日、土日でございますが、国際女性会議WAW!をニューオータニにおいて開催いたしました。5回目の開催となります今回は、W20との同時開催によりまして「WAW! for Diversity」というテーマで、日本及び国際社会が抱える今日的課題について、包括的かつ多角的な議論が行われまして、2日間合わせて約3,000名が参加されました。安倍総理、片山大臣が登壇した後、私自身も河野大臣の代理といたしまして、2日目の外相のパネル・ディスカッションに参加させていただきました。マララ・ユスフザイさん、また、バチエレ人権高等弁務官、ミケティ・アルゼンチン副大統領の講演、挨

捗は大変高い評価を得たところでございます。大盛況でございましたが、一部入場ができなかった方、座れなかった方がいらした中、また、会議運営に関する反省がございました。

今後、男性の参加を高めるという工夫が必要だと考えておまして、来年の会合のあり方については、早速、検討を開始したいと思っております。

また、2日間にわたる議論の結果を取りまとめて、総括文書を作成いたしました。骨子を配付資料の2枚目に示しているところをごさしまして、各省におかれましては、総括文書のフォローアップをしっかりと行っていただくことをお願いいたします。

また、関係各省庁の御協力のおかげで、今回の会合を成功裏に終えることができまして、事務局を含めまして、外務省として御礼申し上げます。

ありがとうございました。

○男女共同参画担当大臣

ありがとうございました。

私も参加をさせていただいて、1,000人規模の会場が、ほぼ全セッションを通じ満員で、立ち去る方もおらず、メモもとっておられて、関心が急に高まったという感じを強く受けた次第で、ぜひ、重点方針2019の御検討に当たりましても、今回、第5回国際会議WAW!／W20での議論を御活用いただきたいと思います。

ありがとうございました。

それでは、ここでプレスを入れていただきます。

(プレス入室)

○男女共同参画担当大臣

最後に、議長である菅官房長官から御発言をいただきます。

○内閣官房長官

本日は、女性活躍加速のための重点方針2019の策定に向け、御議論をいただきました。安倍内閣は、政権発足以来、一貫して女性活躍の旗を高く掲げて取組を進めてきました。

その結果として、この6年間で女性の就業者数は288万人増加し、子育て世代の女性の就業率は76.5%まで上昇いたしました。

そうした中で、安倍内閣として、5回目となります重点方針の策定に当たっては、人生100年時代において、女性がみずから多様な選択をできる社会を目指すとともに、女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶など、女性活躍を支える安全・安心な社会の構築に焦点を当てて検討を行うことになりました。

また、女性活躍は、我が国の生産性向上、経済成長、地方創生の切り札であり、今国会に提出をされました女性活躍推進法の見直し等を通じた女性活躍のさらなる加速が重要であると考えております。

各大臣におかれては、本日の有識者の皆様の御意見を踏まえ、重点方針2019に、来年の第4次男女共同参画基本計画の改定も見据えた実効性のある取組を盛り込むべく、進めていただきたいと思います。

どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。

○男女共同参画担当大臣

ありがとうございました。

それでは、プレスの皆様には、御退室をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

(プレス退室)

○男女共同参画担当大臣

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。